

「第 17 回高知県南海地震条例づくり検討会」

平成 19 年 11 月 26 日（月）

計 12 名の委員、事務局、報道等傍聴者

（事務局）

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。最初に本日の配布資料についてのご確認をさせていただきます。

まず次第の裏側にご覧いただけます資料一覧をご覧ください。資料につきましては、会議の次第と、右上にナンバーを付けました資料 1 から資料 5 を事前にお配りしております。まず資料 1 でございますけど、条例案に対するパブリックコメントの結果につきまして、実施状況とご意見、提出状況についての資料になっております。資料 2 でございます。パブリックコメントに頂いておりましたご意見とご意見に対する考え方を纏めた資料となっております。資料 3 でございます。法令を審査する法務課との協議によって一部修正が必要な部分が出てきておりますので、主要な修正箇所の一覧となっております。A4 で 1 から 3 ページでございます。資料 4 でございますけれども、左がパブリックコメント時の条例案、右が資料 3 に記載しております修正箇所を反映させた条例案となっております。下線部が、修正した箇所となっております。A4 で 1 から 19 となっております。それから資料 5 でございますけれども、高知県議会への条例議案の提出までのスケジュールという事で、A4 で一枚となっております。また、後で配布致しました A4 一枚の資料、高知県南海地震に強い条例作り案の修正案という事で追加配布しております。抜けている資料がございましたら、お知らせ願いたいと思います。

それでは、会議に移らせて頂きます。本日ご欠席の届け出を頂いておりますのが、武市、久松、西坂、藤原の各委員です。先程連絡がございまして、多賀谷委員と上田委員が少し遅れると言う事です。要綱の規定によりますと委員の過半数の出席という事で、今の時点では 6 名という事でございますけれども、間もなくして多賀谷、上田委員が来られると言う事で、その時点で 8 名になると言う事で本会を開催したいと思いますけど、よろしいでしょうか。そういう事で進めさせて頂きたいと思います。それでは議事に入ります。検討会設置要綱第 5 条で会議は会長が、議長になると定められておりますので、岡村会長に検討会の進行をお願いしたいと思います。

それでは、岡村会長よろしくお願ひします。

（岡村会長）

皆様、大変お忙しい時にお集まり頂きまして、ありがとうございます。私は、昨日と一昨日大分県の佐伯市と言う所に行って来たんですけども、防災講演会という事があったんで、色んな方がお話になったんですが、その午前中に行われた防災避難訓練というもので、実は、佐伯市の一部に米水津（よのうづ）と言う所があるんですが、米水津村と言っていた。現在佐伯市は、1 市 8 町村が合併を致しまして、大分県で一番大きな市になったんです。またそういう事がありますけど、地震防災訓練の参加者が住民の 4 割という、1 回目にしては非常に高いレベルでした。なぜかと言うと宝永の地震で 11 メートルという高さを記録している地域です。その事は、住民によく知れ渡っていて、逃げないと助からないという事は、皆さんもう訓練の前から知っていたと言う事もあるんだと思います。けどあんまり熱心でなかった佐伯市の首長が、驚く位参加者が多くて、戸惑っていたところもあるんですけど、そういう状況で、高知の 3 年か 4 年位前の状況かなと言う風に見てはきたんですけど、そういうところで動き始めているというのを感じてまいりました。

早速ではございますが、前置きはそれ位に致しましてお手元の議事の次第に従いまして、会を進めさせて頂きたいと思います。

本日は、まず 11 月 14 日に終了致しました条例案のパブリックコメントにおいての意見と県の法務課との協議の結果を踏まえまして事務局から条例案の修正案が出されておりますので、この事を中心

に検討を行いたいと思います。条例案の検討につきましては、骨子案の検討を含めましてこれまでにも既に 9 回の検討を重ねて来ました。ご議論を頂きました。検討会と致しましては、条例案を検討するのは、本日を入れて後 2 回計画をされておりますので、まずこれからのスケジュールという事についてのご説明とその確認を委員会で行いたいと思います。説明をお願い致します。

(事務局)

はい、事務局の方から今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。資料 5 の方をご覧頂きたいと思います。若干詳しくなっておりますが、県議会との協議、それから県庁の内部での調整も含めて今後のスケジュールの方を纏めさせて頂いております。まず本日の後になります。今月の 29 日には県議会の総務委員会に対しまして、パブリックコメントの実施状況や条例案の主な修正事項等を報告し協議するように予定をしております。現在条例案につきましては、法務課と協議をしておりますが、その結果を踏まえまして 12 月中旬から下旬頃に各部局に対して条例案の最終確認を行うよう予定をしております。それから 12 月下旬、まだ日は決まっておりますが 12 月県議会の方の総務委員会に対して 11 月 29 日の報告をさせて頂きました以降に修正をいたしました条例案について報告をし、協議するよう予定をしております。それから年が明けまして 1 月上旬には、法務課等県庁内での検討結果を踏まえまして、条例づくり検討会役員会、それから第 18 回の条例づくり検討会を開催させて頂き、条例案についての最終の協議をお願いするよう予定をしております。また 1 月の中旬には南海地震対策推進本部幹事会、これは県庁の各部局企画課長で構成をする会となりますが、この幹事会で条例案の最終の調整を行い、その後条例づくり検討会が知事に報告書の提出を頂きたいと言う風に考えております。報告書につきましては、事務局の方で纏めさせていただきますが、知事への報告については、会長と両副会長をお願いをしたいと言う風に考えております。それから 1 月 24 日、予定なんです、議会に提出する条例議案を審査する法制審議会が行われ、2 月議会に条例議案を提出すると言う風に予定をしております。スケジュールについては以上です。

(岡村会長)

ただ今の事務局からの説明につきまして、今後のスケジュールについて質問とかご意見がございましたら、お願いを致します。このような流れで宜しゅうございませうか。はい、どうもありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。パブリックコメントの結果につきまして県民から頂きました意見の対応も含めまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まずパブリックコメントの結果についてご説明をさせていただきます。資料 1 をご覧頂きたいと思いません。ご意見の募集につきましては、10 月 19 日から 11 月 14 日までの約 1 ヶ月間実施をしております。2 の条例案の公開・配布方法、3 の意見募集方法につきましては、資料に記載する通りとなっております。今回は、このパブリックコメントの期間内に市町村への意見照会も併せて実施をしております。4 の意見の提出状況についてですが、県民の方からお一人 1 件、それから市町村からは 4 市町村 15 件の意見が出されております。

引き続きまして、パブリックコメントで出されましたご意見の内容とその意見に対する考え方についてご説明をさせていただきます。資料 2 の方をご覧頂きたいと思いません。時間の都合上、主要な物についてのみご説明をさせていただきます。

まず、資料 2 のナンバー 1 になります。市町村の方から意見が出されておりますが、県、市町村等は、被害の軽減のために最大限努力を払うと言う風に、この前文の第 4 段落のところ市町村のことも含めて規定をしているところなんです、そのあとの「県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織などが共有し、」という箇所では、市町村のことが記載されていないため、ここに市町村と言う

事も書いてはどうかという風なご意見が出されております。資料 4 の 2 ページの第 2 条の定義のところで (2) 2 号のところに防災関係機関と言う風に書いています。この第 2 号の防災関係機関においては、パブリックコメント時点の条例案、これが左側にあるのがパブリックコメント時点の条例案になりますが、ここでアンダーラインを引いてありますが、この時点では防災関係機関の中に市町村と言う事を規定しております。つまり防災関係機関の中に市町村が含まれると言う事で規定しております。このためパブリックコメント時点での各条文には、防災関係機関の中に市町村が含まれる場合とそれから単独で市町村と言う風に記載をする場合、この両方が混在をしており、防災関係機関と書いた場所で市町村の記載がないと言う風に、誤読を招くと言う事がございましたので、この右にありますように第 2 条の防災関係機関の定義から市町村を除いております。除いた上で必要があればその都度市町村と記載するように申請をしたいと考えております。

資料 2 の方に戻りまして、資料 2 の方でナンバー 4 と 5 になります。市町村の方からは、第 3 条の基本理念について読み易いように表現を整理してはどうかという風なご意見が出されております。これにつきましては、現在法務課との協議の中で分かりやすい表現等に見直すために検討中ですので保留にさせていただきます。

それから飛びましてナンバー 7 についてです。市町村の方から地震保険の加入促進に関して条例の中で規定してはどうかという風なご意見が出されております。このご意見に対する考え方につきましては、地震保険については、地震で被害を受けた住宅等を再建するためには、必要な備えの一つと言う風に考えますが、生命を守るためには、あらかじめ、住宅等が被害を受けないように耐震補強等しておくことが何よりも重要と言う風になりますので、この条例の中では、そのことを中心に規定をしていると言う事にさせていただきます。

次に、ナンバー 8 になります。市町村の方から、第 14 条の津波からの避難に関して「津波浸水予想区域」という表現を使っているんですが、その「津波浸水予想区域」の定義を置く必要があるのではないかという風なご意見が出されております。このご意見に対する考え方につきましては、津波浸水予想区域については、県が公表しています津波浸水予測図等を参考に、地域の津波避難計画等を作成する過程を通じて、各地域で設定するものですので、県が、その区域を定めるということも適当でありませぬし、これ以外の定義を置くということも困難だと言う風に考えております。

続きまして、資料 2 の 2 枚目、ナンバー 10 になります。市町村の方から、津波避難計画の作成のなかで陸こうからの浸水が課題となっている為、第 19 条第 1 項第 2 号の方に鋼鉄製ゲートへの改修又はコンクリートでの閉鎖を進める観点から、陸こうの改修等を行うことを規定する事が必要ではないかという意見が出されております。これについては、資料 4 の 9 ページ、第 19 条第 1 項になります。このご意見に対する考え方につきましては、第 1 号にありますように津波の侵入による被害軽減対策として、この 1 号の中には堤防、水門等の施設の機能を確保するため、緊急性の高い箇所から改修等を行うということを規定しております。ご意見にありました陸こうの改修等についてもこの規定に含まれると言う風に考えております。

資料 2 の方に戻りまして、次にナンバー 12 になります。市町村の方からは、第 27 条第 1 項の県が、実施する復旧活動に「こころのケア」を規定していると言う事で、この教職員への防災教育の一貫として、「こころのケア研修」を実施することを規定する必要はないかという風なご意見が出されております。このご意見に対する考え方につきましては、具体の対策については、今後行動計画を作成する中で検討し必要な対策を位置づけて、推進していくと言う事になりますので、こうした行動計画等を検討する中で考えていきたいと言う風に考えております。

次にナンバー 13 になります。こちら市町村の方から第 31 条の震災復興対策の推進に関しまして、震災の経験や教訓を後世へ残すために努力をすると言った事も加えてはどうかという意見が出されております。このご意見に対する考え方につきましては、南海地震が発生した際に震災の経験や教訓といったものを、どのような方法で、どのように残すのかという事を具体的に検討することが必要となりますので、この条例での復興に関しましては、被災した県民や事業者の方が、復興を進めるために

必要となる事項にとどめております。

次にナンバー14になります。こちらは県民の方からのご意見ですが、緊急地震速報について、条例案では、第8条第1項及び第2項の方で「地震の揺れの予報を知ったとき」という表現をしておりますが、この表現だけにとどまっており気象庁からの情報を県や市町村が、どのような手段を用いて伝える、或いは伝えなければいけないという規定が条例の中にはないという風なご意見が出されております。このご意見に対する考え方につきましては、県民の方が、どこにいても情報を知ることができるよう、国、地方公共団体、報道機関、民間事業者などが協力して、環境を整えることが必要と考えますので、県としてどのような役割を果たすべきかを具体的に検討していきますとしております。

次にナンバー16になりますが、市町村の方から条例と地域防災計画は、補完しあうものと言えるが、条例を生かす為には、県、市町村ともこのあたりの整理が今後必要になるのではないかという意見が出されております。このご意見に対する考え方につきましては、県では、この条例等の整合性を図る必要ため、平成20年度に、高知県地域防災計画の見直し作業を行うように予定をしております。県が、地域防災計画を見直した際には、市町村地域防災計画も見直していただく必要がありますので、出来るだけ市町村の負担にならないように、県の方から、修正ポイントやひな形等を示すということも考えております。

パブリックコメントでの意見とそれに対する意見への対応については、以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。一括して説明を頂きましたんですが、多岐に渡っておりますけれども、皆さん委員の中でこれはという事がございましたら、ご意見を頂きたいと思えます。

(青木委員)

先ほどの説明のところで、法務課と後に残してというところで基本理念について見直すので現在検討中ですということですけど、いま具体的には何かどんな点がどんな風に問題になっているのか、ちょっと紹介して下さい。

(事務局)

法務課と言うところは、法令用語の目で条例を見て行きます。どうしてもこういう価値観を持っているので、こういう部分は法令文にして行く中でも残しておいて欲しいというのは伝えますが、今まで検討会の皆さんは言いたい事を伝えると言う方面については価値観を共有していますが、それは法務課という新しい人達の目に映ると思ったほど伝わっていないと言う事が分かります。ストーリーが、ちょっと見えにくいと言う所と、それから誰が何をするという主語と対比していない。それから何なにをと言う所が抜けていると言う所が気になるようで、その部分を詰めていく。その趣旨をたがえず書けない事は書けませんので、それから後の総則に書いてあることが、各論の部分のどの条にその事は反映されているのかとかいう部分も確認しながら文言を整理しております。今ちょっといろいろ代替え案を2、3作ったんですけども、まだちょっと合意をしていません。

(青木委員)

もう少し具体的に個別であるかなと思って、私は何度か最初の頃から政策の総則ですから、理念を受けての具体の所と言うのは、レベルが色々食い違ったりとか出てきたり、省令との関係でないかなと思いつつ考えていましたけれども、そういうやり取りがありませんか。どの点では難しいかなとか言うのがあったら、ちょっと検討会は詰めてきたので、聞かせてもらって落とさなければいけないもの、後はこうなんの所で条文で拾わなければこの理念は生きてこないなというこの辺りで、詰めが出来ているのであれば、検討会としては、この範囲であったら了解出来るのではないかという事が、具体例であればと思います。

(事務局)

法務課と言うところは、検討会で決定したり、県民の皆さんからのご意見を何か新しく創出するような課ではなくて、むしろその事が人に伝わっている文になっているだろうかという観点で、ご意見を頂いています。伝わっていないと初めて見る私達にちょっと伝わらない。特に各号は、ちょっと文が長いですし展開して行くと言う所が主語がなかったりしますので、そういう部分が、思いの割にこの基本理念で流れているストーリーが見えにくい。そこは主語と言うのが突然なかったり、何なにをというのがないからという風には伝えていきます。またたくさんある言葉を切っていく事は出来ますが、ない言葉を創出する事は出来ないで、もしこういう表現等を入れると分かり易くなるのではないかと風な事がありましたら、またお知恵を頂きたいと思えます。

(多賀谷委員)

ちょっと聞きもらしたかもしれないんですが、全体的にご意見に対する考え方として、「取組を進めていきます」とか「具体的に検討して行きます」というようなそういう表現で考え方の所が終わっているんですが、条例としてどうするというのは、どうなるんですかね。今から条例の文書としては結論を作っていきますというそういう意味で途中段階の話だと言う風に理解すればいいんですか。

(事務局)

この16項目のうち15項目が市町村からのご意見で、中身を見て頂きますと事務局の判断としては、条例事項というよりは具体の事業提案と言う受け止めをしております。幾つかの項目では行動計画を作成しているんで、その中で検討して行くとか、或いはナンバー7になりますが、地震保険への加入、こういったところについても考え方としては、やはり耐震補強等をしっかりして頂いて、被害を受けない、減らすという風な観点が重要なんで、条例の方ではそれに軸足を置いて作っております。地震保険への加入というのは、当然の事ながら県においても啓発して行く必要があると言う事で、そういった部分については、今後国、市町村等と連携をして啓発をして行きますと言う、事業としてやはり日頃の取組みとして進めていきますと言う風な事にさせて頂いております。この中で例えばこういった部分は、単なる事業提案ではなしに条例の中に組み込む必要があるんじゃないかと言う風なご意見があれば、そこは検討会の中でご議論を頂きたいと言う風に思うんですが、今の段階では事務局の整理では事業提案或いは日頃の取組みの中で進めていくと言う風に考えております。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。県民から1人の県民から唯一の意見として緊急地震速報についてのご質問でございます。ここにまた意見に対する考え方としてさらにまた緊急地震速報と言う風にありますけれども、資料3については、(2)の個別事項の5で、気象業務法施行令第4条の地震動警報と修正すると言う事、或いは津波予報はなくて津波警報及び津波注意報に修正すると言う事なんですが、ここの部分はどのように考えておりますか。言葉としては、まだ緊急地震速報というのは条例の中ではもうないんですよね。使わないんですよね。ここに書いてあるからね、これらの意見の考え方の中に、更にもう一度ここで繰り返されるのでこれも現時点では修正せざるを得ないですね。この話は前回の時もあったんです。気象庁は、今まで緊急地震速報と言って速報が非常に曖昧で、つまり予報なのか警報なのか、また速報と言う言葉を更に付け加えてどうするだっという話が、出したと思うんですけど、それが整理されたとは私は理解している、だから良い方に行ったと思っているんですが。ここではまた使われているんで、緊急地震速報という形で、主語になっているんで、これはどう言う事ですか。

(事務局)

資料4の5ページを開けて頂けますでしょうか。第2章の8条が、ちょっとまん中右側に載ってい

と思います。前は、ここの部分が震動の揺れの予報を知った時でしたが、気象業務法施行令の方に緊急地震速報と所謂言われているところのものは、法令上の用語では地震動警報と言うんだと政令で整理されましたので、つまり気象庁が出す地震動警報というものを知った時は、となりました。地震の揺れの予報は、一体どこの誰が出すのであろうかと言う事が不明確な文言でしたが、法令上のそれであると言う事が特定されましたので、個人的にいろんな前兆現象等を記憶されている方が出したものでもそれでも何でもなくて、長期予測や予知ではない。法令上特定されたので、明確性はより増したのではないかと思います。その部分について、地震動予報と言う言葉もまた別に政令上ありますが、それは又別の条件下の時の用語であって、私達が本来指したかった所の所謂緊急地震速報と言う事でされるものは、地震動警報だと言う風にされましたのでそれを引いただけの報告です。

(岡村会長)

私もそういうふうに理解しています。要するに本来の所へ戻っただけの話です。そこはやっぱり非常に混乱しているのと、おっしゃる通り一般県民の方には、何か警報と言うのは色んな人が出しても差し支えない、或いは、出すべきであると思っっている方もいらっしゃるんで、これは気象庁しか出さないんです。全て。他の人は、言うてはいけないんだと言う事は、非常に重要な事なんで勝手な事を言うてはいけない。そこはきちんとさしておいた方がいいと、それは県民の周知させておくといいと。特に地震の後、余震が続きますのでその段階で色んな流言飛語等も出て来ます。その時にも、この法令の、或いは条例の定義というのは、非常に重要になると言う事で大切な事だと思いますので、ここであらためて確認をさせて頂きました。ありがとうございました。

(事務局)

ちょっと補足ですけれども、先ほど施行と言う事で話をしたかと思いますが、地震動警報については、12月1日からと新聞に載っていたと思いますので、そういう事でご理解願いたいと思います。

(岡村会長)

はい、補足意見ありがとうございました。他にございませんでしょうか。全体を前の段階のところでは法的にきちんと検討されたものと較べますと、私自身の仕事なんですけど、先ほど言われました様に、主語、述語の関係が非常に明確になった事と、言葉の正確さ、或いは具体性と言う事に関しては、やっぱり非常にクリアになったと言うか、よりある意味では固くなったというか、それが多分誤解を招かないやはり形での論理をはっきりさせるという事なので、余計な言葉は使わないという事になるんだと思いますが、正確さ、或いは具体性と言うのは非常にはっきりしたと言う風には、素人ながら感じています。曖昧さを回避したと言う事。

(青木委員)

ついでですみません。今の関連のところ、頭に入らなくなっちゃったところなんで、NHK だとか民間の放送局がやる緊急速報ですかね、あれはまた別途なんですか。用語は変わりますか。テレビだとかで時々緊急地震速報という言葉を使っている、そういうのは消えるんですか。どう言う関係になるのかなと言う事を、ちょっと教えて下さい。

(事務局)

緊急警報というのは、残っているんじゃないですか。一応、気象業務法の中で、地震動警報の周知先、連絡先と言う事で日本放送協会等と言う事になっているようなんです。またそういった緊急地震速報に変るものについての連絡先というのは、そこへ連絡しなさいと言う事が、例えば他の警報ですと県とかそう言ったものへと言う所もありますけれども、今の気象予報、例えば連絡先と言うのはそう言った放送のところへ出すと、日本放送協会の方へ連絡しなさいと言う風に条文はなっています。

(土居委員)

私の持っている情報は、まずNHKもそうですけど、気象庁から出ますけども、一般のモバイル関係の業者にも流れていくと、それでもって、業者は、機械を開発しながらいまピンポイントで何秒後に貴方の地域には地震が発生しますよと言うカウントダウン的な情報も流れる。この機械の売り出しに、いま入って来ているんですね。特にうちなんかの場合には、病院のオペの手術場でこれを置いて下さいという風な形の売り込みが、いま入って来ております。それは気象庁だけでは、NHKから流れるとは、別に別個にその衛星から飛んでダイレクトにうちの機械に入ってくる言う風なシステムが今生まれて来ておりますので、それがまだ変わったかどうか知りませんが、この10月中・下旬の情報です。だから警報は、気象庁から出るのは地震警報、警報と言うのは使ってくると思いますけども、一般には速報と言う風に流れて行くんじゃないかなという感じを持っていますけれども。

(事務局)

所謂緊急地震速報については、気象庁が、その下の外郭団体を通じて一般の配信業者にも配信するようになっています。そういうところが、一般の携帯だとかパソコンを使うような場合もありますし、また緊急地震速報は、消防庁を伝わって来るような情報もありますので、県では来年度モデル化と言う事で、予算にもしているところなんですけど、方法としては様々な方法が開発がされているのが現状です。そう言ったものが提供されていると言うのも事実です。ただ所謂法律的に気象庁からのデータとして出されるのは、地震動警報と言う事で配信先については、法律で決められているのは日本放送協会へ連絡するようになると言う事になっています。

恐らく、こういう関係だと思います。この南海地震に関する条例の事は、正式名称がありますよね。けれども南海地震条例と私達は、検討会の名前にしても通り名がいいのでやっている。この二つの名前を持っているような関係ではないかと、法令用語的には、地震動予報や地震動警報とかいうような本当はその二つの意味も違うんですが、この当該場所では地震動警報であろうと言う事で、4条の政令を引っ張っております。多分緊急地震速報と言う言葉が、岡村会長が前回おっしゃったように、予測なのか予知なのか予報なのかが分からないと言うので、法令的にはその峻別して書いたのだと思いますが、緊急地震速報の方が、どう言う情報であるかと言うメッセージ性が高い物なので、多分その事を通り名としてはずっと使っていくんだと思いますが、法令文ではみられます。

(岡村会長)

実際、試験、試行は3年位前からやっております、色んな意見を取って来たんですけど、一回10月に出した時に非常に国民側の混乱があったのは、地震のこれは予知であると言う風に取り扱ったところは、想定外というか、気象庁が考えていなかった受け取り方だったんですね。それでそれはもつともで、前回もお話をしたんですけど、予測・予報は一緒なんです。forecastという言葉を使っているんで、それからpredictionが予知なんですけど、その二つしかないんですね。もともとの言葉は、緊急速報と言うのは何かと言うと、アラートとかですね、警報だと言う事ですね。地震警報だと言う言葉がある。それはもともと昭和20年には出ていた訳で、そういう言葉があるんでそれをわざわざ新たな速報という形で言葉が流通し始めたので、ちょっと混乱している状況かなと言う事なんです。

ただそれはそうとして、いま土居委員が言われたように、これはもともと気象庁だけに許されている業務なので、それをどう扱うかと言う運用の方については、いろんなワンセグの会社であるとかあるんですけど、いずれにしてもベースは全て気象庁がやるんだと言う、業務としてやるんだと言う事で、一元化されています。これは多元化する事は、議論にもなっておりませんし、これからもあり得ないです。自分のとこに地震計、例えば高知県が置いてそこで独自にやると言う事は、今のところは議論は全くないと言う事です。気象庁の業務です。

(青木委員)

その前の方がなんか具体的には地震動予報と言うのは、具体的にこれ定着させていく今、岡村会長の説明だとかがあつて、県民の方で言えばどう言う形で何を捉えて地震動予報という形のものに拓げていくべきなのか、今言われた速報だとかと言う言葉は現に使われているんですよ。それらを何にここで言えば厳密にいまの様な定義で気象庁が出したものでそれが流れて行くんですよというけど、数秒の間の争いの所でいって、携帯だとかで色んなのが普及し始めた時に、具体的にはこの条文というか、8条の条文の地震動予報というのは具体的には、知った時というのは、地震動予報と言うのは誰がどう言う形で地震動予報という言葉では多分使わないんじゃないんですか。定着するまではしばらくかかるんじゃないんですか。素朴な疑問から言えば今NHKは、民放も色々ラジオ何かでやっている言葉に、これらの中に一致するものにしておかなければ、県民から言えば誤解を招くんじゃないかなと、厳密さは良いんですけど。そういう事の整備というか、合意と言うか、それはいつどう言う形で使う、するんだろうかと言う事をちょっと聞きたい。

(土居委員)

10月1日からその情報が流れて来ている訳ですので、うちの研修は、ピンポイントと言う形の中で、何秒後に要はP波をキャッチしたS波が何秒後に流れますよと言う事で、カウントしていま10, 9, 8, 7, 6…と言う形の流れで出す、その間10秒間なら10秒間の間に何をどう言う形で自己保全しましたか、要はかくれんぼ、まず頭の中にかくれんぼ、そういう訓練ですね。または、アクションをおこすのならば、どこに避難しましたかと言う風な訓練は、もう行っています。

(青木委員)

地震動予報という言葉は、使われているんですか。

(土居委員)

速報と言う形で、だからそこまでやる今の一番新しい言葉をまだ使ってはおりません。訓練ではもうやっています。

(事務局)

政令が発表になった時に、気象庁の方からの政令についての改正のあらましについて、地震動予報と法令で書いておりましたが、テレビやマスコミや色んなところで言うのは、緊急地震速報という風に言っていくというようなこと等もその政令のあらましの方、官報に載る文面じゃないところの別紙の方でマスコミに記者発表したものなので、記事に書いておまして、皆さんがよく耳にするのは、確かに緊急地震速報という言葉であつて地震動警報とかいう津波に警報と言う言葉が、津波注意報と言うのがだいぶ定着し始めた、実際そういうものが出ますので、定着し始めましたけども地震動警報は出来たばかりの言葉ですので、緊急地震速報の時にどう言う行動をすべきなのかと言う事と共にですね、言葉の定着を図っていくと思います。その事はイコールであると言う事もそのうち皆が常識が出来るように、啓発の中に溶け込まして行きたいと思いますが、法令の用法上書かれているのは、この言葉ですので、緊急地震速報という言葉は、出て来にくいかと。いわゆる緊急地震速報と書くかと思いますが、その言葉自身にいろいろ誤解を生ませるものがありましたので、地震動警報という方をいま書いております。

(上田委員)

そうしますと、今の県の説明で分かったんですが、先ほど話に出てきておりました、この県民からの意見、資料2の14のご意見に対する考え方で緊急地震速報と言うようにそのまま使っておりますので、ここは地震動警報、(同義語 緊急地震速報)とかですね、ちょっと工夫して少しでもその意味が



広まるようにした方がいいと思います。

(事務局)

はい、そのように修正させて頂きたいと思います。パブリックコメントで色々ご意見を頂いておりますが、時間の関係であと法務課の協議による修正事項もございますので、もし宜しければ、その分をご説明させて頂きたいと思います。

(岡村会長)

はい、今と関連致しますけれども、資料 3 の所でございます。法務課との協議による条例案の主な修正事項も含めて説明をお願い致します。

(事務局)

事務局からご説明を致します。資料 3 をお開け下さい。資料 4 の方で左がパブリックコメント時点の条例案、右が修正後の条例案を記載しており、左との対比、左右の差異をアンダーラインを引いております。その大きなポイントについてお話をさせて頂きます。共通事項については、例えば、「等」とか「など」が混在しておりましたので、「等」という言葉に統一するとか、「お互い」と言う言葉を「相互」と言う言葉等も混在しておりましたので、どちらに統一するかと言うので一覧表を作ってみて、「相互」の方で言葉が綺麗に直せると言う事が分かりましたので、そういうポイント等を整理しております。何なに出来るというこの何なには、漢字熟語のつるをつけると動詞になるような事です。例えば避難できると言う風に書いていたんですが、そういう例えば避難する事ができる等のように言葉を避難すると言う事で動詞にして、その事が出来るというような形で文言の整理等を法務課から指摘を受けたり等しています。また「日頃から」と言う言葉と予めと言う言葉が、時間軸で言いますと同じ時間を大体さしているので「日頃から」という条例であまり使われていない用語については、基本理念等を書いておいて各論の 2 章以下では予めとか言う言葉を使って、混乱しないように整理等する指摘を受けています。まだ法令については、第 1 次審査のレベルですので、まだもっと各条項に法令的に審査されると又別の答えが出て来ますが、一通り第 1 次審査の段階で出たところでこういう風に修正して行きましようというのが、いまから 11 番までその下が主な検討中の事項というので 2 番に今後直っていくであろうと言う事について、3 点記載をしております。

まず 1 点目、(2) の 1 番ですが資料 4 の 2 ページの中に前文が書いておまして、この条例の名称にも使われている震災に強い地域社会の実現について、条例のタイトルが「地域社会づくり」ですので、「づくり」と言う文言は、条例の名称を付けるのは第 1 条の趣旨の文言の用語を使って作られる為、そちらに「づくり」と言う言葉を入れるべきではないかという指摘がありまして、その通りだという事で、前文の方の最後の文は、実現を目指してですが、それを受けて第 1 条が、「づくり」と言う言葉で受けて 1 条に「づくり」と言う言葉を入れております。これは基本理念にも関わる言葉ですので、基本理念にも「づくり」と言う言葉を使った形で、もう一度文言を見直してきたというのが、基本理念の指摘の 1 つでもありました。

2 点目については、既に資料 2 の 6 で話が終わっておりますので、市町村については、市町村と書いて防災関係機関というものの中に入ったり、単独で市町村と言われていたりする事によった誤読を改善していくようにしております。

3 番が、救助活動と言う言葉の定義が、25 条第 1 項にありましたが、実はその以前の 4 条や 5 条でも使っておりまして、その指摘がありまして 2 条にたくさん使用頻度の高いため第 2 条に新たに定義として載せております。救出する事と応急手当てをする事と搬送も含めて全て救助活動と言う事にしようというところです。医療救護施設に搬送されるまでの初動の部分について救助活動といおうと言う風に、第 2 条に追加されております。これが文言の整理です。

4 番ですが、7 条の市町村の役割については、高知県の市町村の役割と言う見出しを持った 3 つの既

存の条例がありまして、そちらの条例、語尾が「努めるものとします」という風に、この役割という見出しのものは、ものとしますという事です。他県の地震条例についても同じような条項を持ったものについては、「ものとします」という語尾になっておりまして、責務のなになにの責務と書いた所と役割と書きながら語尾が「しなければいけません」「努めなければいけません」とそろっているのが、何か違いが分らないという風にいつも指摘を受けていたところですが、実は差異をもって書くべきであったという事で、努めるものとしますという風に語尾を修正しています。第 8 条第 1 項における法令の引用については、先程の地震動警報これにあわせて津波予報、14 条第 1 項に津波予報と書いてあった部分については、津波予報というものは、津波警報や津波注意報を含んだ言葉であると今まで思っていました。今回用語が整理されまして若干の海面変動の場合と津波の心配なしの場合に発表されるものと言う風に、警報・注意報それから予報という形で、階層のような状況になったんだと思います。ちょうど私達は、ここは警報・注意報を指したいところでしたので、言葉を津波警報及び津波注意報と言う風に津波の方の 14 条第 1 項のところを修正しております。そう言う事で 14 条以下出て来る言葉が、津波予報や津波警報・注意報と 3 つの言葉が混在していましたが、警報と注意報だけしか出てこないという明確さが出て来ましたので、その 3 つの言葉の関係が分らない方にも、もっとシンプルに分かり易い状況に改善されたのではないかと思います。

6 番の 8 条 3 項の削除についてですが、揺れによる被害が発生しそうな場所の把握に努めるという事を、揺れが始まった時の予め出来る事として書いておりましたが、法務課の方から家具固定をするという事や屋外の転倒等危険物について、安全性を増していくという事と発生しそうな場所の把握というものの関係がよく分らないと言われて、確かにそういう点検をして改善をする前に危険性を把握しますので、その事に繋げて書く事にすればいいのではないかと、ただ危険性を把握するだけでは足りないので、緊急地震速報の情報を効果的に利用して身を守っていく為にもやっぱり固定とか家具の配置の見直し等必要ですので、3 項はそういうところの手前に言葉を重複していいですという事について、3 項自体が単独であるという形では置かないという削除をしております。

7 番が、第 16 条第 3 項における津波避難訓練と他法令との整理等としました。「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」いわゆる特別措置法といわれておりますが、そちらの方で津波浸水想定区域にある事業者の皆さんには、地震防災対策計画というものを使って事業所の中の人を津波から命を守っていくという事が義務付けられて、計画を作り各官公庁に提出するという事が定められています。この条例に書いたよりも厳しい義務が課せられておりますので、この条例で緩和すると誤解されないように、その部分については、その特別措置法を読んで、この条例では特別措置法にかかっていなかった事業者の人達にも、津波避難訓練をして頂くという条項ですのでそういう役割を明確に書いているという事になっています。

また第 21 条第 1 項に消火訓練という火災の訓練がありましたが、それについても、消防法や火薬・高圧ガス等の他の法令に基づいてそう言う訓練をする事を計画に入れている方達がございますので、それについてはその法令を読んでいく事とし、その法令に掛からなければ消火訓練をやっていくという事に、この条例の役割を書いておきたいと言う事で、その条も除いております。実際はやっていくんですが、読んでいくものが条例か、それぞれ個別の従来からの法令を読んでいくかの違いで、火災の職場訓練をして行くという事自体は変わらないと思います。

8 番が、24 条第 2 項にトリアージの表現がありましたが、その表現を見直しました。緊急度が高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して搬送及び治療されることという言葉が、重複して括弧の中と外側で重複しておりましたので、もっとシンプルに書くように片方だけに書いてすっきり読めるように整理をしております。だから意味合いは、変わっておりません。

9 番は、第 34 条第 3 項において自主防災組織の南海地震の発生後の活動が箇条書きで書いておりましたが、第 25 条第 1 項という応急対応するところ、先程救助の定義をおきましたが、救助活動等するということについても時間は、ほぼ同じ時間書いておましてその部分を整理した方がいいという事で、34 条第 3 項は地域の防災力を高めるという事で、事前の事をだいたい書く章であったと思われ

るところに応急時の時間のものが1個だけ混じっていたような事なので25条の一番生命を救助するには、時間との戦いですので、その部分に共助の主語の力を一番発揮して貰いたい時間軸の25条の前に34条の思いは、くっつけずという状況で解決して、情報の収集及び伝達、安否の確認等という他の条でも読み込めなかったものについてですね、救助活動にくっつけて修正をしております。

10番が、第38条第1項における幼稚園等の引用法令の条が変わっております。というのは学校教育法が、6月27日に一部改正されまして、6月27日以降の6ヶ月以内に政令で定める日に変わって行くという事で、そこで幼稚園、小学校及び特別支援学校等を直接規定した条項がそこで設けられております。まだその政令というのは、出ておりませんが、間違いなく6ヶ月以内に出るという事で12月28日には間違いなく新しい条項が溶け込んでおりますので、4月1日に施行を予定していますこの条例では新しい条があるという事で新しい条が変わっております。それにあわせて、児童福祉法において保育所というのは当初はじめの方にも文言が出て来ますが、保育所の説明を直接説明した条が39条にありますので、そちらの条を引用する事としました。

11番は、38条第1項における災害時要援護者が、専ら利用する施設の安全性の確保のための対策なんですけど、手引書にどう言う項目が入ってくるのかが一見分らなかった。前は、避難誘導及び応急復旧活動に係る手引を作って下さいですが、どう言う項目からなっているのか明確性がなかったと思うので、もっと具体的に避難誘導、救助活動、情報の収集及び伝達、初期消火その他の災害時要援護者の生命の安全の確保のために必要な活動を記載したとか言う風に具体的な内容に修正しております。

2番については、現在は基本理念の話題について検討中、協議中と言う風にお話しました。それからまた2点目は、耐震化すべき建築物について、9条第1項で「昭和56年5月31日以前の耐震基準によって建築された建築物」と骨子案の方で書いておりましたが、法令文になりますと、耐震基準とは法のどこに書かれた何なのかと言う所を細かく書いていく必要があつてその事の基準を定めた政令は、変わった日の一部改正政令というものを引用する必要があり非常に複雑な文書になってきます。骨子案の時には、そう言う部分は割愛してそういう風な事を入れなければならない事は、実は想定されたんですが実際法令文にして非常に見難い文書になりましたので、それは改善した方がいいんじゃないかと言う風に協議中です。それについては、今日日本日お配り致しました別紙1枚が、いかに読みにくいかの資料ですが、骨子案というのは、前回6月から7月にかけて県民にパブリックコメントをかけた時の文書です。それは良かったんですが、それを法務課と協議して建築基準というのは何かというものを書きますと「昭和56年5月31日以前の建築基準」ここからですが、(建築基準法施行令の一部を改正する政令による改正前の建築基準法施行令などの法令が出ていまして、に規定する建築基準をいいます。以下「旧耐震基準」といいます。)により建築された建築物と言う風に、非常に建築基準とは何かを延々と文の冒頭で説明する事になります。実はこの文を作るに当たっては、昭和56年5月31日以前という言葉を使わなくても実は建築基準という言葉は、括弧の中から始まって文書を組み立てる事が出来るんですが、それですと昭和56年5月31日という大事な基準日が県民に伝わっていませんので、それを使った文を用意したいというので、括弧の中に一部改正政令のいきさつ等という事は、入れて書こうと思ったんですが、非常に読みにくいという文が出来てしまったので、一番修正の方向としては、「基準」という言葉を使わないで、昭和56年5月31日時点で既に存在していた又は同日に建築に着手されていた建築物、それを既存建築物というような事の文を考えております。似たような趣旨の条文を他の6都県の条例も持っておりますが、そちらの方も基準という言葉は使わずに、この日より前から出来ていたとか、工事中であったという言葉を使って、最後の文に近いような形で皆が表現したというも領けるところで、最後の文の方がむしろ分かり易いのではないかと、いま法務課と協議中です。確かに修正後の文にしますと、例えば今回は昭和56年5月31日と言う風に日を決めてそれより前のものにターゲットを絞って条例は耐震化していこうと言う風にしましたが、メリットとしては、それは今から20年先になりますとこれより後に出来たものでも心配なものが出て来ます。そうするとその日を日付を動かすだけの事で、このしたかった趣旨が、繋がっていきますが、昭和56年5月31日の政令という一部改正の政令に着眼致しますとその時動か

そうしたら、またその後どんな政令が出たのかをまたどんどん書いていって、また読みにくい文を作っていきますので、今後のそういう発展形も想定しますと一番下の文が、本当は分かり易く且つ今後もメリットが大きいのではないかと、考え方がどんどん進化してきた時に運用としてもやり易いのではないかと考えてそちらの方を検討しています。また骨子案の時に既存建築物という略称はあったけれども、それを旧耐震基準の方が分かり易いのではないかとこの略称の置き方について話した事もあるので、検討会の皆さんにそれは了承を得た上で法務課とその話し合いをして行きたいと思しますので、この後そのお話を是非して頂けたらと思います。

それから3番について43条に南海地震以外の地震にも、この条例を適用するための規定という文言を置かなければいけません。応急活動や復旧活動は、南海地震ではない他の地震、例えば日向灘の地震や中四国で起こった他の地震の揺れなどの時にも是非初動しなければいけない事がありますけれども、そういうような事等は、南海地震についてのこれは条例だから他の地震の時にはその規定は適用がないと言って動かないというようなそんなフットワークの悪いような条例にはしたくないので、そういうような所は読んでいける文を技術的に作り出す必要があって、それは非常になかなか難しく法務課と頭をひねりながらそういう事が実現できる文を最後かまたは若しくは総則の方において読んでいけるようにしたいという風な事をいま議論中です。以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。資料3について修正する点の説明・見直し・追加・引用・削除・整理という事で分けてご説明を頂きました。何からでもいいんですが、あまり時間が残っておりませんが、意見を頂きたいと思っております。

今後のこの条例の発展形までお考えになって検討されている事について、大変有難いと思っております。特に、その耐震化については、建物というのはその時々技術とか経験によってより強いものになっていくという事が基本でありますので、例えば今後も大きな津波というのは、この10年経験してないんですよ。日本ではその事が例えばどこかで起こっていますと、また政令の改正と言う形でこの建築基準法についての追加項目が出て来るという事が考えられます。丁度その阪神大震災についても政令の改正によって色々金具や筋かいを付けたりということが出て来まいりましたので、徐々に良くなってきているんですけど、やっぱりそれは実際に応じて、経験に応じて改正をされてきたものですので、ここでこの時点で高知県が、フィックスとか固定してしまうという事ではなくて、今後もそういう事を含ませておくというのは、非常に重要な事ではないかと言う風に感じております。

(青木委員)

読んだ時にちょっと語句のところで、資料4の4ページ目の5条の事業者の責務という所で、それは言葉の問題なんですけど、5条の1項のところで、これ出て来なかったと思うんですが、事業の継続以降の5行目ですかね、南海地震の発生後においても事業の継続を行うため、あらかじめ自らが所有し、云々という所の事業の継続を行うというのが、なんとなく言葉として、事業を継続するというと締まるんだが、継続という言葉を行うとなるのかなと言うのが、このケースの問題。継続を維持するとか、確保するとかという言葉になるんじゃないかなという事が、1点。多分事業の継続、事業を継続するという風になるのか、事業の継続というのが、BCプランと言うのであれば、事業の継続を確保するか、維持するとか、そういう言葉に多分、固有名詞だったらなるんじゃないかなと。これはただの用法で、これは括弧書き位で普通だったら、文書だったら事業の継続計画だとか言う形に使われるのだと思うんですけど、そういう固有名詞として使うんでしょうから、行うというのがちょっと。もう一つは、ついでになるんですが、何回も今日聞こえて、午前中遠いところから来たと思うんですけど、読んでいて仕事へ持って行く、9条3項の前も読んだはずですけど、これが途中の修飾条件付けの言葉のところで、県は、南海地震の発生後に災害対応の指揮、これは足された言葉なんですよ。医療救護活動及び消火活動の拠点又は避難所として使用される等の重要な役割を担う建築物の所有者

及び管理者に対し、というところのこの指揮がどこに繋がるのかが結局分らなかった。何回か読んでんですけど、それで県は、耐震診断の実施、当該耐震診断の結果の公表及び計画的な耐震化の促進を求めますといくんですよね。「県は」というところの相手方と言うか県民があつてという時に、この災害対応の指揮というのが、どこに繋がるのかがついぞ理解出来なかつたんですけど、それをちょっと説明をお願い致します。さっきの趣旨よりは分かり易い、どれとどれが関わるのかと言うのを改善した部分なんですけど、ここについては、ちょっと工夫がいるという事を思います。

(事務局)

また工夫は考えて見ます。先程の疑問については「の拠点」に繋がります。拠点というものの例示が、災害対応の指揮、医療救護活動、消火活動この3つの拠点と避難所ですね。またはという形でこれを拠点と避難所を選ぶ形になっていますが、使用される等の重要な役割を担う建築物と言う風になんか拠点か避難所、その拠点の例が3つ。その災害対応の内の1つというかかり方です。ちょっと分かり易いように工夫したいと思います。

(青木委員)

これは多分疑問から言えば、指揮という事と指揮を行う拠点と活動する拠点と言うのが混じっている。違いますよね。人が、空間的にやる事と指揮をするという事が繋がらないですから、質が違うから、指揮をする為の拠点とか、医療活動を行うという空間的なものと指揮と言うのは、ちょっと命令するという事だから、そういう意味での違いだと思いますけど、何かだから指揮をする為の拠点だとかというのは指揮をする為とか、救護活動はその後のだから、及びで繋がっている活動の2つは、拠点に繋がると思うんですけど、指揮拠点というには何か繋がらないんじゃないんですか。と言う事が疑問で、多分レベルが違う、性質の違う事がくっつけられ結びつけられているという風な事です。

(事務局)

また改善を検討してみます。

(岡村会長)

もう一つ青木委員からの疑問では、5条の第1項ですけれども事業の継続を行うという表現です。事業の継続をするか事業の継続の確保というような例文が示されたんですけど、如何でございますでしょうか。事業の継続を行うというのは、

(事務局)

事業の継続を行うというところは、他にも出て来ますので、それぞれにどう使っているのかを整理する必要が後ろの箇所にもあつたはずですので、整理して何なにを行うというのは出来るだけ避けて行こうという方向ではあつたはずですので、確保がいいのか、確保というのは、体制の確保と言うところだけしか使っていませんが、大がかりな事を確保との説明だけしか使っておりません。維持と言う言葉がいいのか、また言葉の整理を全体的にして行きたいと思いますので、何か付け足すような言葉があれば・・・。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。じゃ、次に進めさせて頂いてよろしゅうございますでしょうか。それでは今日の議事テーマ3番その他についてのご説明をお願い致します。

(事務局)

## 第17回高知県南海地震条例づくり検討会

スケジュールの事になります。12月につきましては、検討会はございません。資料5ですが、検討会は第18回南海地震条例づくり検討会を1月上旬に開きたいと思います。今日のご意見を頂いた点を修正すると共に、法務課の審査が入って来ますので、また大きく色々課題点等が出て来ます。その部分についてご報告して、また検討をしていくということになります。その前に一度基本理念、大事なところ等も変更されていますので、役員会等を通じて、また改正文等が出来ましたら皆さんのお手元に資料を届けるようにして、ご意見を頂けるように、その12月の時間を繋いでいくようにして行きたいと思いますので、宜しくお願い致します。

(岡村会長)

それじゃあ今の事務局の説明の通り次回は、年明け1月中旬で皆さんのご予定等を事務局の方から問い合わせさせて頂きたいという風に思います。

全体を通じて何かございませんでしょうか。はい、特にないようでしたら、以上で第17回なりますが、高知県南海地震条例づくり検討会を閉会と致します。どうも皆さんお忙しい所ありがとうございました。